第６の２の表注を削る。

第６の３(1)の表中「

沼　田	21	22	23	24	25
					0.005

」を「

沼　田	21	22
下仁田	21	22
	23	24	25	
	23	24	25	0.005
				0.01

」に、「

銚　子	21	22	23	24	25
	42	36	45	43	33
					0.01

」を「

銚　子					
	33	36	42	43	45
					0.01

」に、「

小田原	21	22	23	24	25
	38	36	49	47	52
					0.01

」を「

小田原	36	38	47	49	52
					0.01

」に、「

五　條	14	15	16	17
	35	37	39	41
				0.01

」を「

五　條	35	37	39	41	
					0.01

」に、「

新　宮	14	15	16	17
		38		42
				0.01

」を「

新　宮	14	16	38	42
				0.01

」に改め、同表注を次のように改める。

㈱　周波数（チャンネル番号）の欄中、上下２段に周波数（チャンネル番号）の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数(チャンネル番号)を、下段は変更する周波数(チャンネル番号）を表す。

第６の３(2)の表中「

釧　路	31	36	43	45	61	
					41	1

」を「

釧　路	31	36
	41	43	45	
				1

」に、「

根　室	27	31	35	43	45
					0.05

」を「

根　室					
	27	31	35	43	45
		38		40	44
					0.05

」に、「

静　内	20※31※33※41				42
	39	35	37		
					0.01

」を「

静　内	35	37	39	41	42
					0.01

」に、「

中標津	28	30	34	37	56
					25
					0.2

」を「

中標津	25	28	30	34	37
					0.2

」に、「

秋　田	17※21			29
	35			
1				
（注３）				

」を「

秋　田	21	29	35	
1				
（注２）				

」に、「

沼　田	19
	0.005

」を「

沼　田	19	0.005
下仁田	19	0.01

」に、「

東　京	20※
	16
	3
新　島	20※
	50
	0.03

」を「

東　京	
	20
	16
	3
新　島	20
	50
	0.03

」に、「

小田原	
	18※
	31
	0.01

」を「

小田原	31	0.01

」に、「

七　尾	20	30	39	61	
				42	0.05

」を「

七　尾	20	30	39	42
				0.05

」に、「

岡　谷	41	49	51	53	
				44	0.02

」を「

岡　谷	41	44	49	51
				0.02

」に、「

五　條	22※			
	21			0.01

」を「

五　條	21			
				0.01

」に、「

新　宮	20※			
	34			0.01

」を「

新　宮	
	34
	0.01

」に、「注４」を「注３」に、「注５」を「注４」に、「注６」を「注５」に、「注７」を「注６」に、

「

須　佐	35※53			55	
	50	40	43		
					0.01

」を「

須　佐	
	40	43	50	
				0.01

」に、「

八幡浜	47	49	54	57	
			50	51	0.01

」を「

八幡浜	47	49	50	51	
					0.01

」に、「

西宇和	54	57	58	61	
	17	51	49	21	
					0.02

」を「

西宇和	17	21	49	51	
					0.02

」に、「

宗　像	16	18	20	24	26
					0.021

」を「

宗　像	16	18	20	24	26
	23				
					0.021

」に、「

郷ノ浦	20	38	45
61			
41			
			0.03

」を「

郷ノ浦	20	38	41	45
				0.03

」に改め、同表(注1)を削り、同表(注2)中「この場合において、上段の周波数（チャンネル番号）(上段に※が付されているものを除く。)の使用は平成24年７月24日までに限ることとし、下段の周波数（チャンネル番号）の使用は平成23年７月25日からとする。」を削り、同表(注2)を同表(注1)とし、同表(注3)から(注7)までを同表(注2)から(注6)までとし、第６を第５とする。